

奈良工業高等専門学校内部監査規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年規則 第34号）第45条の規定に基づく内部監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(監査の実施)

第2条 校長は、事務部長に監査を実施させるものとする。

(監査員等)

第3条 事務部長は、監査を実施するため総務課所属職員のうちから監査員を命ずるものとする。

第4条 監査員は、公正かつ厳正に監査に当たらなければならない。

(監査事項)

第5条 監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- 一 会計経理に関する法令等の適用に関すること。
- 二 予算、決算に関すること。
- 三 収入、支出に関すること。
- 四 債権、出納に関すること。
- 五 現金等の出納及び保管状況に関すること。
- 六 物品に関すること。
- 七 不動産及び職員宿舍に関すること。
- 八 契約に関すること。
- 九 旅費に関すること。
- 十 科学研究費補助金、寄附金、受託研究及び共同研究等に関すること。
- 十一 帳簿及び証拠書類に関すること。
- 十二 その他、校長が特に必要と認める事項。

(監査の実施)

第6条 監査は、少なくとも毎会計年度1回実施するものとし、必要に応じて臨時に監査を実施することができる。

第7条 事務部長は、監査の実施細目を定め、監査を実施させなければならない。

(監査の報告)

第8条 監査員は、監査終了後速やかに報告書を作成し、事務部長を経由して校長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第9条 校長は、監査の結果、是正改善の必要があると認めたときは、直ちにその措置をとらなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校部内会計実地監査規程（昭和42年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。